

京都市桃山東第二土地区画整理組合が施行する京都市桃山東第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更を、土地区画整理法第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供しますので、同法施行令第3条の規定により次のとおり公告します。

なお、当事業計画について意見のある利害関係者は、平成19年1月11日まで意見者を提出することができます。

平成18年12月15日

京都市長 榎本 頼兼

- 1 縦覧期間 平成18年12月15日から同年12月28日まで
(期間内の土曜日及び日曜日を含む)
- 2 縦覧時間 午前8時50分から午後5時20分まで
- 3 縦覧場所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市建設局都市整備部区画整理課

(建設局都市整備部区画整理課)